

判決年月日	平成19年 7 月19日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成18年(行ケ)10488号		
○ 進歩性がないことを理由に拒絶査定に対する不服審判請求が成り立たないとした審決の取消訴訟において，原告の主張する取消事由について技術的説明が必ずしも首肯するに足りる説得力を有しないものの，阻害要因があるとの主張であると善解することが可能であり，この点に関し審決における検討が不十分であるとして，審決を取り消した事例			

（関連条文）特許法第 2 9 条第 2 項

（判決要旨）

本件は，引用発明に周知技術である P W M 調光技術を適用することは，当業者にとって容易であるから，進歩性がないとして，拒絶査定に対する不服審判請求が成り立たないとした審決の取消訴訟である。

当業者が引用発明に P W M 調光技術を適用することが困難であるとして原告が主張する「電源の破壊」等について技術的説明は必ずしも首肯するに足りる説得力を有するものとは言い難い。しかしながら，その趣旨は，引用発明の L E D ランプは流れる電流が一定となるように制御されるのに対し，本願発明が採用する P W M 調光駆動では L E D に流れる電流をオン・オフさせる制御を行うのであるから，制御の方法において両者はなじまないという阻害要因を原告が指摘しているものと善解することが可能である。したがって，原告が主張するように「電源の破壊」に至らないとしても，審決が引用発明に P W M 調光技術を適用することを妨げる事情について十分な検討をしないまま，当業者が引用発明に P W M 調光技術を適用することに困難はないと判断したことは誤りである。

以上のとおり，発光強度を調節するという一般的要請があり，かつ，その手段として P W M 調光技術が周知であったとしても，引用例の第 2 又は第 3 実施形態の L E D ランプ装置に P W M 調光技術を適用することを妨げる事情があるから，引用例の記載に接した当業者が引用発明に P W M 調光技術を適用しようとする動機付けも弱く，相違点に係る構成に容易に想到することができたとはいえない。